

『農地中間管理事業』 募集しています！

農地を貸したい方・借りたい方へ

令和7年4月から、農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構経由となります。担い手への農地集積・集約化を図るため、農地中間管理機構が農地所有者と農業経営者の間に立ち、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進めます。

なお、従来の農地法第三条による農地の貸し借りはできますが、町が作成する農地利用集積計画(利用権)による農地の貸し借りはできなくなります。

農地を貸したい方



機構を通じて農地を貸し出す場合は、下記の条件を満たす必要があります。応募に必要なものなど詳しくはお問い合わせください。

●条件

- ①農地として利用できる状態であること
- ②安定した農地の貸付に支障をきたすような仮登記や抵当権の設定などがないこと
- ③貸付の可能性があると思込まれる農地

●注意事項

機構との契約は、借り手が見つかったから行います。申込書を提出した後も、借り手が見つかるまでの間は農地の管理をお願いします。

また、農地が共有名義の場合は、共有者の同意が必要です。

農地を借りたい方



機構から農地を借りたい場合は、申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

●注意事項

申込書の提出後に利用計画などに関して聞き取りを行う場合があります。

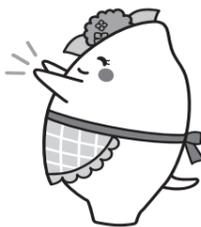


お問合せ●農地中間管理機構
(公益社団法人 千葉県園芸協会)
☎ 043-223-3011

産業経済課農村整備係 ☎ 76-5404

※公益社団法人千葉県園芸協会は、千葉県から農地中間管理機構に指定されています。

百歳ばんざーい!!



満百歳おめでとうございます。

今年度めでたく満百歳を迎えられる6名に、内閣総理大臣から祝状と銀杯、町からは花束などが贈られました。

皆さん、これからもどうぞお元気にお過ごしください。

細野 恵子さん(坂)

小野田幸子さん(喜多)

飯田 サクさん(新町)

鈴木 はなさん(喜多)



※希望があった方のみを掲載しています。

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の皆さんへ

マイナ保険証をお持ちでなくても、これまで通り保険医療を受けられます。手続きは必要ありません。



12月2日(月)にマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しますが、切り替えがお済みでない方も、手続きは必要ありません。保険証の有効期限が切れる前に、保険証に代わる『資格確認書』をお送りしますので、ご安心ください。

マイナンバーカードをお持ちでない方 マイナ保険証をお持ちでない方

保険証の有効期限が切れる前に、**資格確認書**を郵送します。
手続きは必要ありません。

お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405

新たに後期高齢者(75歳)になる方

75歳の誕生日前に、**資格確認書**を郵送します。
手続きは必要ありません。

住民課窓口でキャッシュレス決済が利用できます。

住民課・税務課で発行される住民票や課税証明書などの各種証明書の手数料の支払いにクレジットカードや電子マネーなどを利用することができます。



●対象となる手数料

【住民課】 住民票、印鑑証明書、戸籍謄本(抄本)などの交付手数料
(マイナンバーカード・電子証明書の再発行手数料を除く)

【税務課】 課税証明書、所得証明書、評価証明書、納税証明書などの交付手数料

●利用できるキャッシュレス決済の種類

<p>クレジットカード</p>	<p>電子マネー</p>
<p>QRコード</p>	

お問合せ●住民課住民係 ☎ 76-5401